

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年8月12日(2021.8.12)

【公開番号】特開2020-10215(P2020-10215A)

【公開日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-002

【出願番号】特願2018-130599(P2018-130599)

【国際特許分類】

H 04 L 12/717 (2013.01)

【F I】

H 04 L 12/717

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月5日(2021.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端末を含むモバイル通信システムで用いられる制御装置であって、

モバイル網を用いるモバイルアクセス回線と前記モバイル網を用いない非モバイルアクセス回線とを用いて、前記端末と外部装置間でデータ伝送を行う場合に、前記端末と前記制御装置間で通信時間を測定するための信号を送受信することにより、前記モバイルアクセス回線と前記非モバイルアクセス回線のセッションの通信時間をそれぞれ測定する測定手段と、

前記測定手段に基づき、モバイルアクセス回線と前記非モバイルアクセス回線のどちらが利用できるか判断する判断手段と、

前記判断手段に基づいて選択したアクセス回線を用いて、前記端末と前記外部装置間で前記データ伝送を行うよう制御する制御手段と、

を有する、制御装置。

【請求項2】

前記セッションの通信時間は平均化される、請求項1に記載の制御装置。

【請求項3】

端末を含むモバイル通信システムで用いられる制御装置の制御方法であって、

モバイル網を用いるモバイルアクセス回線と前記モバイル網を用いない非モバイルアクセス回線とを用いて、前記端末と外部装置間でデータ伝送を行う場合に、前記端末と前記制御装置間で通信時間を測定するための信号を送受信することにより、前記モバイルアクセス回線と前記非モバイルアクセス回線のセッションの通信時間をそれぞれ測定し、

前記測定に基づき、モバイルアクセス回線と前記非モバイルアクセス回線のどちらが利用できるか判断し、

前記判断に基づいて選択したアクセス回線を用いて、前記端末と前記外部装置間で前記データ伝送を行うよう制御する、制御方法。

【請求項4】

前記セッションの通信時間は平均化される、請求項3に記載の制御方法。

【請求項5】

制御装置を含むモバイル通信システムで用いられる端末であって、モバイル網を用いるモバイルアクセス回線と前記モバイル網を用いない非モバイルアクセス回線とを用いて、

外部装置間とデータ伝送を行う場合に、

前記端末と前記制御装置間で通信時間を測定するための信号を送受信することにより、前記モバイルアクセス回線と前記非モバイルアクセス回線のセッションの通信時間をそれぞれ測定する測定手段と、

前記制御装置により前記モバイルアクセス回線が前記非モバイルアクセス回線よりも有用と判断された場合に、前記モバイルアクセス回線を用いて前記外部装置と前記データ伝送を行う選択手段と、を有する端末。

【請求項 6】

前記セッションの通信時間は平均化される、請求項 5 に記載の端末。

【請求項 7】

制御装置を含むモバイル通信システムで用いられる端末の通信方法であって、モバイル網を用いるモバイルアクセス回線と前記モバイル網を用いない非モバイルアクセス回線とを用いて、外部装置とデータ伝送を行う場合に、前記端末と前記制御装置間で通信時間を測定するための信号を送受信することにより、前記モバイルアクセス回線と前記非モバイルアクセス回線のセッションの通信時間をそれぞれ測定し、

前記制御装置により前記モバイルアクセス回線が前記非モバイルアクセス回線よりも有用と判断された場合に、前記モバイルアクセス回線を用いて前記外部装置と前記データ伝送を行う、通信方法。

【請求項 8】

前記セッションの通信時間は平均化される、請求項 7 に記載の通信方法。